○財務省告示第二百八十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十三条の規定に基づき国庫に帰属した国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十二年八月二十七日

財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	買入消却実行日	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価額
分離元本振替国庫債券（三十年）	第二十六回	平成二十二年七月二十一日	三百万円	五十五円六十六銭
合計			三百万円	

○厚生労働省告示第三百三十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である財団法人化学物質評価研究機構が製品検査を行う事業所として設置した財団法人化学物質評価研究機構東京事業所について、平成二十二年四月一日をもってその名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十二年八月二十七日

厚生労働大臣　長妻　昭

変更後の事業所の名称	変更前の事業所の名称
一般財団法人化学物質評価研究機構東京事業所	財団法人化学物質評価研究機構東京事業所

○農林水産省告示第千三百八十六号

平成二十二年二月二十八日の津波による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十二年政令第百二十四号）第一条の規定により指定された激甚災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十条第二項の区域は、次に掲げる市町村の地先水面の区域であるので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十二年八月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　平成二十二年二月二十八日の津波による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（以下「令」という。）第二条第一号及び第二号に掲げる養殖施設に係る市町村

県名	市町村名	
徳島県	海部郡海陽町	

二　令第二条第三号に掲げる養殖施設に係る市町村

県名	市町村名	
三重県	度会郡南伊勢町	
徳島県	海部郡海陽町	

三　令第二条第四号に掲げる養殖施設に係る市町村

県名	市町村名	
三重県	度会郡南伊勢町（旧度会郡南勢町の区域に限る。）	

四　令第二条第五号に掲げる養殖施設に係る市町村

県名	市町村名	
岩手県	上閉伊郡大槌町	
宮城県	気仙沼市	

五　令第二条第六号に掲げる養殖施設に係る市町村

県名	市町村名	
宮城県	石巻市	
	気仙沼市	
	本吉郡南三陸町	

六　令第二条第九号及び第十号に掲げる養殖施設に係る市町村

県名	市町村名	
宮城県	気仙沼市	

七　令第二条第十一号に掲げる養殖施設に係る市町村

県名	市町村名	
宮城県	塩竈市	
	宮城郡七ヶ浜町	

○農林水産省告示第千三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　新潟県東蒲原郡阿賀町豊実字松倉丁一〇二八、丁二六四四の一、丁二六四六、丁二六四七、字羽手際丁一〇七〇、丁一〇七二の二、丁一〇七二の三、丁一〇七四、丁一〇七五、丁一一二二の一、丁二六〇四、字下沼ノ平丁一一九七、丁一一九八、丁一二〇〇、丁一二〇一、字五十刈丁一二二九の乙、丁一二三〇、丁一二三〇の乙、丁二六〇一の一、字上沼ノ平丁一二四〇、丁一二四一、丁一二五七、字楢木峠丁二三九一の一、丁二三九一の二、字惣座川原丁二六六九の一、丁二六七〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　岩手県奥州市前沢区生母字西舘二の一・八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百六十三号

印西都市計画事業新住宅市街地開発事業千葉北部地区新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四十条の規定により読み替えて適用される新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月二十七日

国土交通大臣　前原　誠司

工区番号
003―14―2、240―23―1

○国土交通省告示第九百六十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月二十七日

国土交通大臣　前原　誠司

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中砥沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域